

長野県スケート振興基金規程

(趣旨)

第1条 この規定は、長野県スケート連盟規約に基づき、長野県スケート振興基金(以下「基金」という。)の設置、管理及び処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 基金は、長野県スケート連盟の行うスケート振興に必要な財源を確保するため設置する。

(積立)

第3条 基金として、次に掲げる金額を積み立てるものとする。

- (1) 指定寄付金の額
- (2) この基金から生ずる収入の額
- (3) その他歳入歳出予算で定める額

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有効な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、スケート振興のため下に掲げる事業に充てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、長野県スケート連盟のスケート振興のための経費に充当する場合に限り全部または一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この規定に定めるもののほか、基金の管理運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成 4年 6月28日から施行する。

記 (第5条関係)

事業内容

- 1 優秀選手の海外派遣補助事業
- 2 指導者等の海外派遣補助事業
- 3 優秀選手の褒章事業(県内、国内又は海外の大会で、1シーズンに県記録を3回以上更新し、または日本記録を2回以上更新した選手)
- 4 スケートの普及と競技力向上事業